

「労働者」として携わるアート — 人権と憲法から考える

須田洋平氏

桂英史 (geidaiRAMプログラム責任者、以下桂)

アートマネジメントの分野で法律に関わることを話そうとすると、しばしば著作権のことばかりに話題が集中します。しかし僕は、著作権など知財の問題はアーティストの権利にとって重要ではありませんが、すべてではないと思います。マネジメントという観点から考えると、著作権の問題以前に、労働者としてのアーティスト、人格のある人間としてのアーティスト、というところから始めないと、権利の主体としてのアーティストを対象とするマネジメントは考えられないと思います。そこで今回は法律の根本的な部分からお話いただくのが良いのではないかと考え、須田さんをお招きしました。よろしくをお願いします。

須田洋平 (弁護士、以下須田) 皆さんこんばんは
弁護士の須田と申します。

早速、アーティストの労働者性について話がありました。そもそもアーティストは労働者なのか、普通の労働者と比べるとどうなのか、果たして今の労働法上、アーティストの契約の位置づけは正しいのかなど、明確な答えがない部分の話を、皆さんとディスカッションをしながら私も一緒に考えていきたいと思います。

まずは人権という大所高所の話から始めて、段々と皆さんの日常生活レベルに根ざした契約の話や実務の話をしたと思います。ただアートの分野では、実務的な話でも「こういう風な仕組みになっています」という情報だけでなく「果たしてこれで良いのか」という視点が重要だと思いますので、そのような視点を持ちつつ進めていきたいと思っています。

人権とは何か、憲法とは何か

では早速、人権や憲法の話に入ります。実は人権や憲法は、今非常にアクチュアルな話題です。去年、特定秘密保護法という法律が通りました。外交や防衛など秘密裏に物事を進めていかなければならないと国が思う事柄に関しては、数十年間もしくは永久にその内容を国民に知らせない事が出来るようになる法律です。これについては各界で、弁護士業界も含めて随分反対運動が起きたのですが、今の国会は衆・参共に与党が過半数を握っていて自民党と公明党が推せば何でも通るようになっていまして、今年中には特定秘密保護法が施行されるという状況です。

また、特定秘密保護法の次には集団的自衛権を認めようという動きがあります。日本政府は集団的自衛権を認めることは憲法9条の規定に反する、とい

う考えを1972年に正式に決めていたのですが、今はそれをひっくり返して集団的自衛権を認める方向に舵を切っています。このような流れは、憲法とは何か・人権とは何かという事を深く考える機会と言えますし、我々は今、表現をする立場、意見を表明する立場としてそういったものを意識せざるを得ない時代に来ています。ですから本日このタイミングで人権や憲法について話をするのは、特定秘密保護法や集団的自衛権の議論がある中で非常に重要な事だと考えます。

ではまず人権とは何かということですが、「人間が人間であるが故に、生まれながらにして持っている権利」が人権です。国王や政治権力などの存在が恩恵として臣民に与える権利と考えるのとは違い、生まれたその瞬間から皆さんは人間であるというそれだけの理由で自然に権利を持っている、という考え方が根本にあります。この思想のことを自然権思想と呼んでいます。

自然権思想を構成する要素には自由権と平等権の2つがあります。人間は生まれながらにして自由であるということが一つ。そして人間は誰しも平等であって差別されないということが一つです。ただ、全員が無制限に好きな事をして良いという自由が与えられると、ある人の自由によって他人の自由が制限されることとなります。何も秩序やルールを定めず一切自由にしてしまうと、場合によっては喧嘩で勝った者が勝ちとか、弱肉強食的な話になりかねません。そこで出来るだけ皆が同じ程度自由を享受出来る社会にしようと、人間同士がお互いに合意をしたというある種のフィクションを考えます。特定の人が恣意的に力で全てを決めるのではなく、皆で契約して選んだ政府というものに権力を行使させ、そのかわり権力が理不尽に行使されないように制約することで、皆が平等に自由を謳歌出来る仕組みを作るのです。このような考え方を社会契約説と呼んでいます。これは皆さん耳にしたことのある話だとは思いますが、今自分の身に起きている事態を考える時、また表現者の立場によってはこういった流れに抗う時に、基本を知ることには非常に大事だと思うので、この場で改めて説明しています。

近代憲法の典型は、アメリカ合衆国の憲法やフランス革命後の第一共和制憲法などです。アメリカの憲法もフランスの憲法も、自然権思想や社会契約説の影響を受けています。そしてこれらの憲法には人権についての記載があります。自由や権利が皆さんにあります、と載っているわけですが、それは政府が皆さんに与えた権利ではありません。表現の自由、学問の自由、経済活動の自由、思想良心の自由、宗教の自由など、もともと憲法に書

須田洋平(すだ・ようへい)

弁護士。1976年東京生まれ。東京大学法学部、ワシントン大学(アメリカ)ロースクール、ナント大学(フランス)メトリーズを卒業し、ワシントン州最高裁判所マデセン裁判官付ロークラーク、旧ユーゴスラビア国際刑事裁判所(オランダ)インターンを経て、2006年10月に日本で弁護士登録、2010年1月に須田洋平法律事務所を開所。アメリカ・ワシントン州の弁護士でもあり、フランス滞任経験もあるため英語及びフランス語での業務にも対応。国際人権問題、環境問題、過労死問題等についての講演・執筆活動も行う。
<http://www.suda-law.net>



いていなくても生まれながらにして皆が持っている人権を、あえて憲法と言う形にしただけなのです。そこがひとつ大きなポイントです。

そして、皆さんがなぜ人権を有する価値ある存在なのかと言えば、それは人間だからです。つまり価値の根源は人間一人一人に存在します。人間は生きているだけで尊いのだということが、自然権思想のバックボーンにある理念なのです。

憲法を作るのは国民

価値の根源が一人一人にあるとすると、憲法は基本的に国単位でできていますから、国の主権者は一番尊厳と価値を持っている人達、つまり国民一人一人ということになります。そして、国民が社会契約を結んで政府に権力を委任する代わりに、社会契約を結んだ当事者が権力の行使の仕方について憲法を定めなければなりません。つまり国民が憲法を作るわけです。この考え方は、憲法を勝ち取るために革命を起こしたり、市民が立ち上がったといった経験を経なかった日本では感覚として掴むのは中々難しいのかもしれませんが、フランスやアメリカは大変な革命を経験しました。そういった国では市民が蜂起した時代からもう250年が経とうとしている今でも、人々の血肉になっているような感があります。こういった感覚をどこまで日本人一人一人に持ってもらえるかというのは、日本の課題だと思います。

自由権や平等権といった権利は、政府が権力を行使しすぎると侵されます。憲法は、国民が政府に対して、ここまでは権力を行使して良いけれどもこれより先はだめだ、というように権力の行使の仕方を定めて、必要以上の権力を行使しないように命じる規範でもあります。社会契約を結んだもともとの理由は、自由や平等を享受するためです。政

府というのは本質的に大きな力を持ちがちですから、いかに政府の権力を制限して国民が人権を行使出来るようにするかがポイントです。一つの機関に権力が集中すると、権力が大きくなり濫用されがちになるので、権力を行使する機関をその役割ごとと専門性ごとに分割してお互いにチェックアンド

バランスが働くようにすることが重要なのです。モンテスキューという人は、三権分立を提唱しました。政府の権力を制限するために司法権・立法権・行政権の三つに統治機構を分けて、それぞれ互いに牽制させるのです。ただ統治機構はあくまで手段に過ぎず、目的は人権を守る事です。ですから司法・立法・行政の誰にどこまでの権限を与えるのかについても、どこにどういった権限を振り分ければ一番人権が保障される社会が作られるか、という観点から考えるべきです。

例えば、誰に判断をさせるのが一番人権保障につながるのかという観点から、司法が踏み込んで判断したほうが良いと裁判所が考えるようになった例があります。過去、少なくとも東日本大震災の前は、原子力発電所の運転を続けさせるか否かについて、裁判所は国の決定に対してあまり意見しませんでした。裁判所は専門的な事に関しては専門家に任せるのが一番人権保障につながるという考えを持っていて、原発などについて一番知識を有しているのは行政権、つまり経済産業省の役人達だと考えていたからです。しかし地震が起きた後、専門家に任せたら逆に良くないのではないかという話になりました。そのように社会の流れが変わって、原発の実態がわかってきたので、裁判所が人権保障の観点から司法として踏み込んで判断したほうが良いと考え、先日の原発差し止めの判決に至ったのです。

このように、常にどの権力に判断権限を与えることが一番人権にとって良いのか、そういった視点から国を動かすべきだというのが憲法のバックボーン

にある考え方であり三権分立の精神なのです。

自由国家から福祉国家へ

近代国家での政府のもともとの役割は、自由権と平等権を保障するために、ある程度の介入だけでした。自由権は自分の生活に介入しないでくれ、政府は余計なことを言わないでくれ、という考えが根本にあります。平等権は差別するなということです。全員が同じスタートラインに立ちハンディ無しで自由に活動できること。つまりもともとの平等権は形式的な平等であり、能力の差に関係なく全く同じ所からやってください、ということです。

しかし近代国家で産業革命が起き、工業化が進み資本主義が発達してくると、はたしてそれで良いのか、という問題が出てきます。資本主義社会では格差が生まれるからです。形式的な平等だけ考えていると、格差はどんどん広がっていきます。お金がある人はどんどんお金持ちになっていくしお金がない人は結局お金がなくて生きていけなくなってしまいます。お金がない人や社会的に弱い人に「あなたには人権がありますよ」と言っても絵に描いた餅状態で、結局空腹で飢え死にする自由しか残りません。今まで政府が個人の領域に勝手に立ち入らない形での人権を構成してきたわけですが、それだけではうまくいかなくなってきます。国は生きるのに必要な基盤を整理しろ、自分が会社とちゃんと対等に交渉できるように労働組合を結成できるようにしろ、自分の生活に介入しろ、といった類いの主張が資本主義の発達の流れで生まれてくるわけです。自由権が自分に介入するなという権利だったのに対し、生存権や労働基本権は国に介入してくれという権利です。人権を全う出来るように国に介入しろと求める権利の事を、社

会権と呼んでいます。国に介入を求める権利が認められた国家の事を、福祉国家といいます。空腹になって飢え死にするのも自由、というような自由国家から、福祉国家に世の中が変わっていくと、もともとの人権の概念に社会権が加わります。政府に介入しろと言えるようになると、政府には一人一人の個人に対して必要な介入をする義務が生じます。例えば生存権の場合だと国民は健康で文化的な最低限度の生活を送れるようにする責務を要するわけです。生活保護も一例です。政府が労働者と経営者を対等に保証できる環境を整備する責務も、団結権や団体行動権を認める労働基本権の話につながっていくわけです。

憲法と人権に関するまとめ（スライド資料より）

- ・人権は政府が国民に与えた恩恵ではない。人間であるが故に有する自然権であるのが原則。
- ・憲法はもともと自然権を実定化したもの。国民が制定するものであり、政府が恣意的に運用できるものではない。
- ・しかし自然権思想だけでは、自然権思想の根源にある個人の尊厳が全うできない事態が資本主義社会の発達により生じた。
- ・そのため、現在では、自由権に加え、社会権も人権として保障され、平等権の意味も実質的平等を含むようになっている。

これらはとても大きな話ですけれども、おそらく今の社会のあり方、日本社会のここ数年、特に震災後の変化とすごくリンクしている話だと思うので、ここまでを聞いて皆さんが思ったこととか感じたこととかを自由にディスカッションをしていきたいと思えます。何か今の話から出発して自分の体験や感じた事も含めて発言していただけますか。

根深い日本の憲法問題

林立騎 (geidaiRAM 運営担当、以下林) 今回の日本の安倍晋三首相は、憲法は権力を制限するだけのものではない、と言っていますね。理想的な国のかたちを示すもののように考えている。総理に自然権や近代憲法の根本的な理解がない。そしてそれに賛同する人もたくさんいる。支持する人がいれば全体がそういう方向に行きかねません。どうすればいいんだろうと思います。

須田 国のかたちを定める憲法があっても、それはそれで良いのです。その憲法が同時に立憲主義の観点から見て憲法と言えるのであれば、良いのです。つまり自然権思想に基づいて人権が認められ、きちんと三権分立の構造があって、国民が主

権者であり国民だけが憲法を制定し、憲法を変える能力を持っているということがきちんと明示されていけば、日本のあり方を示すようなことが書かれていても構わないと思います。ただ、今の自民党の改憲案には、立憲主義の観点から見て違和感のある条項は非常に多いです。

日本人がなぜそういう憲法になびくのかと言う話ですが、これはおそらく権力や人権を得るために立ち上がった歴史が無いからだだと思います。明治時代には、ドイツを参考にしてヨーロッパに追いつけ追い越せで、ある意味上から人権が与えられたような、自然権思想ではない憲法が大日本帝国憲法として導入されました。今の憲法は、表面上は大日本帝国憲法を改正したかたちになっていますけれど、基本的にアメリカ主導で作られて、日本人が60数年かけて自分のものとして受け入れていただけです。憲法を勝ち取るために日本国民が立ち上がった事実も記憶も一切存在しない。記憶があればそれを物語として次の世代につないでいくことができるかもしれないけれど、それがそもそも無いのです。そこに今の日本の問題の根深さがあるのではと思います。

研修生 憲法もそうですが行政権がすごく存在として大きいと思います。日常生活において住民投票やパブリックコメントなど形式的に行政にアクセスする道はあるけれど、それがどこに繋がっているかははっきりわからない。自分の生活の中で権利を意識する機会は薄れていっていると思います。

須田 日本はよくも悪くも官僚国家なので、パブリックコメントはやるけどその結果を反映するかどうかはこっちで決めます、みたいところがあります。実際にどの国でも行政権が肥大しがちです。ですから、それに対していかに国民あるいは国会議員が、あるいは裁判所が切り込んでいくかがとても重要になってきます。

もしこれから集団的自衛権が行使されるような事態になったら、皆で提訴すれば良いのです。これは憲法9条に反すると皆が言ったときに、裁判所

がどう判断するかです。裁判所は、おかしいものはおかしいと言えば良い。ただ、そういったことで裁判所は深く立ち入らないという法理があるので、人々が不安に感じているのだと思います。基本的に法律とは、政府が制定して国民を縛るものです。政府が国民に対してこれを守れ、これをするというのが法律です。その一方、憲法というのは国民が政府を縛るものなのです。表現の自由を邪魔するようなことはするとか、生きられるように必要な生活保護をしとか、政府のやって良いこと、やるべきことを憲法で定めて、国民が政府を縛るのです。憲法と法律だと憲法のほうが強いのは、憲法が基本的には人権を守るためのルールであり、国民がここまで国民を縛って良いと憲法で政府に許可した範囲でのみ法律が有効であるべきだからです。ですから政府が憲法を勝手に解釈で変えるのは本来やってはいけないことです。もし憲法を変えなければ、皆さんの人権を守るために憲法を改正してくれませんかという風に国民に呼びかけて、国民が良いですよというのを待つべきです。国民が政府を縛る、そして縛られた政府は国民が決めた枠の範囲内でしか国民を縛れない。逆ではないのです。

桂 自然権思想がきわめて西洋的という話はよくわかるし、西洋の憲法をまねて作ったものが大日本帝国憲法ということも実質的な常識としてわかりますが、そこで「国」と言った時に我々日本人が言っている「国」はほとんど明治以降のことです。その時にボタンの掛け違いがあったと思います。大日本帝国憲法でいうところの「臣民」は、西洋でいう王を殺す前の思想ですよ。つまり、王を殺して国民国家を打ち立てたヨーロッパと、王をわざわざ立てて国民国家を作った日本とでは、明らかに民衆というものの考え方が違う。日本には法律の実定法上で市民 (Citizen) という規定はないと思います。先ほど、人権を守るために、個人の権利を守るために戦った歴史がないとおっしゃいましたけれども、それ以前に、もっと小さい範囲で都市の権利を争って自分の権利を獲得したとい



う経験がない。実定法上で市民という規定がないのは恐らくそのせいだと思います。

須田 日本の憲法だと国民の他に「住民」ですね。ヨーロッパでいう市民という規定はまずありません。おそらく大日本帝国憲法の意図した臣民と、フランス憲法やアメリカ憲法でいうcitizenではだいぶ中身が違うと思います。少なくとも大日本帝国憲法には、国民が政府の権限を縛って政府は国民が与えた権限の中でしか権力を行使できないという考え方は全くないです。

桂 初めて国民というものが定義されているのが現在の日本国憲法ですが、近代が始まった時点でボタンを掛け違っているのが難しいと思います。旧民法がどこかで思想としてまだ生きているということもその一部だと思うのですが、無思慮な権利侵害みたいなことが平気で起こるのも、国民国家のボタンをどこかで掛け違っているように思えるのです。

「公共」という言葉の意味

林 憲法の中に公共の福祉という言葉がありますね。自民党の新しい憲法草案でも「公益および公の秩序」という言葉が使われている。日本国憲法の英訳版では公共の福祉はpublic welfareと呼ばれているけれども、そこでいう「パブリック」とは何なのかという問題があると思います。安倍政権が道徳を授業化する流れのなかで、公立高校には「公共」という授業を新設する案があるらしい。つまりそこでの公共とか公というのは、英語のパブリック、つまり共通の価値を議論することや公開性を促進していくこととは正反対かもしれない、公共の福祉と言えばなんでも制限出来るような方向に作用しかねないと思います。これも臣民の問題とすごく通じている気がします。

須田 自民党は憲法草案を作った際に、天賦人権説を否定して、自分たちの草案は自然権思想ではないと断言しました。公の秩序や公益を理由に人権を制限できるというのが、自民党の憲法案です。今の日本国憲法には、公共の福祉によって人権を制限できると書いてあります。例えば、知る権利を行使しようとするとなら他人のプライバシー権や名誉権が侵害されるかもしれないですね。人権と人権はぶつかり合うのです。これはもう不可避です。ですからお互い人権がぶつかり合った時には譲り合いましょう、お互い譲り合うために人権の範囲が制限されますが、調整することが皆にとっての利益、福祉になりますよ、というのを明確にし

たのが公共の福祉です。

Public welfareの「パブリック」は皆さん一人一人です。政府が上から人権を握りつぶすわけではなく、横同士でぶつかり合った人間を調整するための原理に過ぎないのです。ですから自民党が言っている公益や公共と憲法で言っている公共の福祉のイメージや意味合いは、同じような言葉ですけれど全く違います。

林 とはいえ、ではなぜ自民党の憲法草案のようなものが出てくるのかと考えると、要するに公共の福祉というのは、いろいろな権利のバランスを調整する原理ですね。でもそこには、どのようにバランスを取るか、どういう方向に調整するかという価値観の問題が裏にあると思います。権利と権利が衝突した時にどういう方向に調整するかは憲法には明文化されていないけれど、社会の価値観や現代における優先順位が陰に陽に動くのではないか。だからこそ共通の価値観を絶えず問い直すことが社会にとっては重要になる。にもかかわらず、そうしたパブリックな議論が不十分だったために、上から全く違う原理が出てきてしまったのかもしれない。

グローバル化がもたらす憲法の危機

須田 人権の中にも実は序列はあります。一番大事なのは表現の自由です。なぜかという、表現をすることによって自己実現が出来るし、いろいろな表現を知る事によって政治的な意見を持つ事が可能になり、来たる次の選挙でどこに投票すれば良いかという選挙権、民主主義を全うするのに役立つからです。あとは思想良心の自由も絶対的です。そのあたりがトップにきて、あとは信教の自由のような精神的自由、その次に経済活動の自由など精神的自由ではないものがやや下の順位にきます。本来の民主主義社会ではそのように考えるべきです。もしそれとは違う原理で優先順位ができていたら、立憲主義、民主主義の社会としては危ないです。

私が密かに心配しているのは、例えばグローバル化をすることによって、政府以上に私たちの人権を侵害する存在が現れつつあることです。それはつまり資本主義と企業のことですが、ここでも憲法とは何かが問われていると思います。例えばTPPに入ってしまうと、国が出来る事は限られてしまいます。国益よりも企業益が優先されるような世の中になってしまえば、いくら国益と騒いでも仕方ないわけです。集団的自衛権や特定秘密保護法のような問題とは別角度からも、憲法は危機に瀕しているのです。

研修生 例えばメキシコ湾で石油タンカーが転倒し海が石油だらけになってしまったなど、企業がどうすることも出来ない問題が起きることがあります。福島原発もまさにそれで、責任を負いきれていない。企業の経済活動をどう制限するのか、彼らがどうリスクを負っていくのか、そういったことについて日本はまだすごく弱いし、企業が裁判に勝ってしまうということも良くありますよね。

須田 もともと人権は人間であるが故に有する訳ですから、会社にはなかったはず。会社をフィクションとして人間と見立て、法律上人間とみなすので法人と言います。法律上の人なのです。たまたもと自然を守るためにつくられた憲法で法人の人権をどこまで認めて良いのかという議論は当然あります。もし表現の自由ではなく企業の経済活動の自由が一番優先されるような憲法を私たちが持つてしまうなら、それはもはや近代憲法とは言えないと思います。TPPに入ってしまったら憲法よりもTPPという条約が上に行ってしまうのではないのでしょうか。本来条約は法律以上憲法未満という位置づけなのですが、例えば人権を守ろうとして企業の活動に制限を加えると、不当な経済活動の制限だといってTPPに基づく損害賠償問題になるという話もあります。そういう意味での危機も迎えているのです。

研修生 国際条約を制限するようなものはないのですか。

須田 本当は国連がそれをやるべきです。特に労働者の権利を守る、児童労働を禁止するなどです。国連の条約と各貿易条約、EPAやFTAなどがぶつかった時には、人権や環境を守る国連の条約や規定を優先させるという決まりをつくらなければならないのです。現時点ではそういうふうになっていないです。

企業の権利が上になってしまって、コントロールすべき国の権限がどんどん失われて、結果的に国家権力自体を縮小させてしまっている。国家権力が縮小することは、一見国が人権侵害をしなくて良いかとも思うかもしれないけれど、それに取って代わる企業は果たして皆さんの人権を優先してくれる存在なのでしょうか。株式会社の存在目的は利益ですよ。利益を優先するのが至上命題な存在に皆さんの人権を委ねる事はできませんか。

相馬千秋(アートプロデューサー、以下相馬)

この間台湾で学生達が立法院を占拠したのはまさにそれに対する反対運動でした。台湾政府は、このまま行くと中国の企業とそのバックについている中国国家に全部支配されてしまうような、非常

に危険な条約を、国民のコンセンサスなく決めようとしていた。それに対して、学生が抗議行動として立法院を占拠するなんていう素晴らしいことが起こったからまだ希望があるのかもしれないけれど。そういうことがいろんなところでリアルに起こっているのだと感じます。

労働者として働く

須田 後半は、より皆さんの日常に関わることとして、契約の話をしていきます。

契約とは、2人以上の当事者がお互いに、もしくは一方的に、ある行為をすることについて約束することを言います。皆さんの多くがしている契約だと賃貸借契約があります。1ヶ月10万円払いますからこの部屋を貸してくださいと頼み、大家さんが良いですよと言うとその部屋を自由に使う代わりに毎月10万円払う、といったものですね。契約は別に文章に残す必要はありません。口約束だけでも契約は成立します。ですから口約束で100万円を貸しても良いのですが、必ずあとでトラブルになります。100万円返せと言っても、借りたほうが覚えにありませんとほけてしまうと、裁判になったときに契約書が無ければ100万円を貸した事実は認定されません。どんな契約をしたかについて水掛け論にならないように、必ず契約した内容は証拠として文章の形に残してください。これは誰にとっても身を守る術となります。契約の内容が争いになったときは、裁判官は契約書に書いてある内容に沿って判断します。自分にとってすごく不都合な条文が書いてあるのに、こんなこと書いてあるなんて知らなかった、読んでいなかったという言い訳を良く聞きます。そのような言い訳は裁判所では絶対に通用しません。ですからサインをする前、ハンコを押す前に必ず契約書の内容を良く読んでください。

契約観も、人間は基本的に自由で平等であるという前提から出発しています。皆平等だということは、すべての当事者が対等な立場、対等な契約交

渉力を持っている、という価値観です。けれどもその民法の基本的なモデルが正しいかどうか。さきほど、格差の生まれる資本主義社会で社会権が人権として認められた経緯をお話しました。それと同じ事で、たとえば私がパソコンを買ったときに、彼らの条件に「同意しない」とクリックしてソフトを動かせますか？ 私とMicrosoft株式会社の間では対等な契約交渉力がありますか？ 無いですね。このようにモデルとしては平等でも資本主義社会が進むにつれて、大資本などの社会的強者の交渉力は強くなり、労働者を中心とした社会的弱者の交渉力は必然的に弱くなります。強い人にははるごく有利で弱い人には不利な契約を押し付けられると、格差がますます広がってしまいます。社会権が人権として認められて国が介入し、格差を是正できるようにする流れが出てくるにつれて、対等な契約交渉力を持たない人、弱い立場に置かれた労働者を守るための法律も設けられることになりました。きちんと人間らしく休めることなどを法律で定めて、不必要に不利な労働条件で働かせるような事をしないように、労働基準法などで契約を修正していくのです。

労働契約と業務委託契約

経営者と労働者が結ぶ契約の事を労働契約と言います。企業にお勤めの方に適用されるのは労働契約です。労働者が、毎月一定の金銭を受け取る事と引き換えに働くという内容です。そこには働く人と雇う人という立場が生まれます。この関係を雇用関係と呼ぶ事もあります。雇用関係があると経営者が労働者を支配するような関係が生まれ、経営者と労働者は対等な立場ではなくなります。そこで政府は労働契約に介入して労働者を保護するための様々なルールを設けます。一つは労働者の代表が同意しない限り、1週間に40時間以上の勤務をさせる契約を結べないというものです。会社勤めの方は、必ず労働基準法36条に基づく協定(サブロク協定)というものが結ばれているはずで

そうでないと残業させる事自体違法になります。また、1日8時間の労働時間を超えて残業をさせると元の賃金の2割5分増しを払わなければならないなどの規定があります。労働者への給料は直接通貨で全額支払わなくてはならない、という規定もあります。当たり前ようですが、昔は現物で支給することもあったので明記してあるわけです。労働者を解雇するには、解雇をするだけの合理的な理由と社会的相当性が必要だとされています。よほどクビにされてもしょうがない理由が無い限り人を簡単に解雇できません。労働契約では、雇用関係があるが故に支配されている労働者が、政府の法律による介入という形で守られているのです。

ではアーティストの方などがよく提携する業務委託契約はどういうものなのでしょうか。アートの世界では、アートに従事する人の専門性があるので人を雇うという形で支配関係に入れることをあまりしません。なにか作品をプロデュースしてもらう時にも、プロデューサーを雇用せず、その人の専門性を生かした形で業務委託契約を結ぶようなことが多いです。一方が業務の遂行を委託し、その対価として一定額の金銭を支払うといった契約のことを業務委託契約といいます。委託する人からすると、専門的な業務を外部の専門家に委託することができるので信頼出来る人に安心して仕事を任せられるというメリットがあります。委託を受ける方からすると、労働契約ではないので雇用関係と支配関係がありません。一応対等ということになっているので、支配関係に縛られずに仕事ができるというメリットがあります。業務委託契約はこの双方の当事者が対等だという前提があります。一般的に契約を結ぶアーティストは、専門職として対等な契約交渉力があると考えられています。けれども実際には、アーティストに法的な知識や交渉力があるとは限らず、業務を委託する側が圧倒的な法的知識や契約交渉力を持っているということが多々あります。特に大きな組織などから個人が業務を委託される場合には、その個人と組織との間で契約交渉力に大きな差があります。その交渉力の差は雇用関係と変わらない、あるいは雇用関係以上の交渉力の差があることもあります。

労働契約と業務委託契約を比較してみます。労働契約は法律が介入して保険や給料、労働時間、解雇制限などを保証してくれますが、業務委託契約にその保証はありません。去年までは毎年あなたに仕事を委託していましたが今年から事情が変わったので打ち切ります、などという業務委託の打ち切りトラブルはよくある話です。支配関係に無いのに、事実上の契約交渉力に差があるために



結果的に労働者よりもひどい扱いを受けているというパラドックスが生じる事もあります。

労働契約と業務委託契約との比較（スライド資料より）

- ・労働契約では原則として健康保険、厚生年金、雇用保険に加入できるが、業務委託ではこれらに加入できない。
- ・労働契約では労働時間の制限、有給休暇、最低賃金、解雇制限といった保護があるが、業務委託ではこれらの保護がない。条件が折り合わなければ業務委託契約の解除も可能である。
- ・支配関係にあるが故に、法律は労働契約の内容に介入するが、業務委託契約にはそのような介入がない。この結果、支配関係がないにもかかわらず、業務委託契約により業務を受託した方が、労働者よりも不利に扱われているというパラドックスが生じる。

では業務委託契約から身を守るにはどうしたら良いのかをまとめてみます。アーティストとしての基本的な身の守り方としては、まず契約書を良く読むことと、自分が何をするのかという仕事の内容や範囲が明確な契約書を交わすことです。そうでないものははっきりさせること。そうしないといつまで経ってもお金がもらえないということになりかねません。あと、どうすれば契約が解除できるのかということもはっきりしておくことが大切です。

業務委託契約での身の守り方（スライド資料より）

- ・最低限の術として、契約書は必ず読むこと！後で争いになり、裁判になったとしても、裁判所に対して「読んでいなかった」、「こんなことが書いてあるとは気付かなかった」という言い訳は100%通用しない。
- ・実際の契約交渉力に差がある場合、一見都合の良いことが契約書の中で大きい文字で書いてあり、都合の悪いこと（委託者にとって都合の良いこと）が小さい文字で書いてあることがある。小さい文字であればあるほど利害関係が大きいという前提で契約書をチェックすること。
- ・報酬をもらえる条件を明確にすること。これがあいまいだといつまでも報酬がもらえない。
- ・お互いが契約を解除できる条件を明確にすること。
- ・疑問がある場合、早めに専門家のチェックを受けること。弁護士に相談するのも選択肢の1つ。
- ・時間数の拘束、委託者からの業務遂行方法の指揮命令がある、契約に書いていない業務をするように委託者から命じられる、といったような場合には、業務委託契約ではなく、労働契約と見なされることがある。労働契約に基づく保護が受けられる可能性があるため、このような疑いがある場合には専門家への相談をお勧めしたい。

また、どういう場合が業務委託でどういう場合が労働契約なのかははっきりしない時もあります。見分けのポイントは、時間数の拘束があるかないかです。時間の拘束があると労働契約だと言われかねません。委託者からの業務遂行方法の指揮命令がある場合、つまりこういう仕事をやってもらいますがやり方については我々の指示に従ってもらいます、と言われた場合にも労働契約と判断される可能性があります。あとは契約に書いてない業務を委託者から命じられる場合です。委託される業務内容に書いていないような仕事まで押し付けられてやらされる場合などは、労働契約として見なされる可能性が高くなります。もし労働契約と認められるのであれば、それに基づく残業代がもらえ、様々な保護を受けられる場合がありますから、専門家に相談する事をおすすめします。

それでは私の講義はこのくらいにして、残った時間は皆さんとのディスカッションにしたいと思えます。

契約書の書き方

研修生 今ここにいる人たちは、僕も含めコーディネートする側に立って業務委託で人を雇用することが多いと思うのですが、契約書をつくるときに参考になるものや気をつけるべきことがあれば教えてください。

須田 業務を委託するほうからすると、一番避けたいトラブルは報酬を払う・払わないというトラブルですね。あとはアーティスト側が必要な事をやってくれないでイベントに穴があくとか。そういう時にはイベントに出演してもらった義務をはっきり定めて、それを満たさない場合には違約金をもらうなど、アーティストにきちんと自覚を持って仕事をしてくださいと促す条項を入れることです。制作が間に合いそうかなど、段階に応じて仕上がり具合をチェック出来るような条項を入れることもできます。あとお金の払い方も、ある期日に上演をする、あるいは作品を出展する事が義務なのであれば、何%は最初に支払い、何%は一定の段階まで出来たら支払い、無事にすべて終わったら何%払うなど、支払いのタイミングを分けるのも一つの方法だと思います。

契約書の参考になるものとしては、弁護士がインターネット上で業務委託契約の例を載せていることがありますのでそれが参考になるかもしれませんし、あとは本屋に行くと最近は業務委託契約の作り方、などとピンポイントな法務の本が出ているのでそれを参考にするのも良いかもしれません。

研修生 契約書を書く際に、書き方や言葉の使い方などで気をつけることはありますか。

須田 既存の契約書に載っている情報と矛盾しなければ大丈夫です。契約書内の情報同士で矛盾が生じていて、第4条を守ると第8条を守れないというようなことが無い限り、基本的には大丈夫です。文体も「～とする」のように他の契約書に書いてあるものと同じような文体で合わせていればそんなに心配はないです。一番気を付けないといけないのは誤字脱字と矛盾です。難しい専門用語が契約の内容に入っているときは、それはどういうものかという定義付けを第1条に入れてあげると良いです。

桂 覚え書きと約款と契約書の違いは何ですか。

須田 覚え書きは厳密には契約書の一種ですが本格的な契約書の準備段階で作成されることが多いです。契約書を結ぶ前にまず最低限ここで同意します、というような内容です。その内容を細かく整理して本格的にまとめたものが契約書です。約款というのは一方の当事者が文面を作り、これに同意しないとサービス受けられませんとするものです。事実上同意する・しないの自由が与えられていませんが、約款も一応契約書です。

桂 覚え書きにも法的拘束力はあるのですか。

須田 例えばいつまでに仕上げるとか、それに対して〇円支払うとか、具体的なところまでざっくりでも書いてあれば、法的拘束力を持ちます。具体的な記述がなければそれは方針でしかないので、拘束力はありません。

相馬 サインとハンコの違いはあるのですか。

須田 両方あると良いです。でも一番大事なのはその契約書を直筆で書いていることです。実印が押してあるのは有効ですけども、自分でサインするようにしてください。うちの息子が勝手にサインしましたと言いつつ、代筆を頼んでおいて後になってシラを切ったりなどという実例もあるので、契約書は必ず自分でサインをして自分のハンコを押してください。両方揃って100%完璧になります。

研修生 海外のアーティストとやりとりすることが多くあり、「agreement」を作ることがあるのですが、agreementも1つの業務委託の契約書なのでしょう。

須田 agreementも合意書ですので、契約書です。ただ国によって傾向が違って、オランダは割としっかりした書類を要求してくる印象があるのですが、ラテン系の国家はもっとざっくりとしたもので良しとしているところが多いです。イタリアの会社との契約書類を作成した際に、私がいつものようにドラフトを作成したら、これだと細かすぎるからもっと大枠のものにしてくれと注文が来て最低限のことだけにしぼって作り直したことがあります。

研修生 業務委託などで結んだ契約書類は、何年くらい保管しておくべきですか。

須田 最低限、契約が終わってお金が支払われるまでのあいだです。機密保持情報がある場合は機密保持の期間が定められているので、最低限それが終わるまでは保管しておいたほうが良いです。委託した方からクレームが来る可能性もありますから、実際には契約が終わってお金が入ってから3年取っておくと安心です。また、機密保持情報がある場合は機密保持期間が明けてから3年くらいとっておくことを勧めます。

研修生 ギャラリーに作家が所属している場合どのくらいギャラリーに拘束力があるのでしょうか。

須田 芸能人がプロダクションに所属するような関係と考えれば良いでしょうか。例えばアーティストが週に数時間ギャラリーのために働かなければいけないとか、作品の作り方について指揮を受けなければいけないとなると雇用に近いのですが、そうでないとするとプロダクション契約というか、業務委託に近いと思います。

桂 上代の50%をギャラリーが抜いて、その分

自分たちは広報して働く、というやり方なので業務委託でしょう。

でもアーティストがギャラリーを変えようとするの大変です。作品を作りますと約束するわけだけども、大抵予定通り制作できなくて滞る。そうすると、あなたと約束していたけれど作っていないじゃないか、だったらよそのギャラリーに行くことは許さんというようなトラブルがたくさんあると思います。

林 そのギャラリー側の言い分は法律的にどうなのですか。

須田 許す・許さないが公序良俗に反するかどうかは契約の内容を細かく見ないとわからないですが、仮にそれが認められたとしても、損害賠償は支払わなければなりません。損害賠償を払った上で移動を認めるというのが、おそらく弁護士を双方に立てた場合の見解でしょう。

雇用政策に表れる施設の哲学と日本の未来

桂 研修生の皆さんの中には公共施設で働いたことがある方がいらっしゃるのかわかるかもしれませんが、契約の観点から見て一番ブラックなのは実は公共の文化施設だと思います。臨時職員と非常勤で運営をまかされていて、実際にはきちんとした労働契約の元に運営が行われているとは限りません。かくいう大学も然りです。5年以上勤めると終身雇用しなくてはならないから、一生懸命任期4年以内の有期雇用に収めようとしている。教育や文化の施設に若い人達が長い期間いられないようになってきていることが問題になっています。昔は長くいすぎて問題だったのですが、今は流動化が激しすぎて施設の運営や教育機関の継続性が

維持できない事態に陥っている。もちろん指定管理者制度や公設民営の考え方も妙に定着しているので自分たちの直営で雇わないという考え方があるのでですけども、それにしても現況の雇用はいささか悪用なのではと思うくらい労働契約の抜け道を行政が使いすぎていると思います。もう少し根本的に考えないといけないのかもしれない。いわゆる文化的なイベントにしても施設の運営にしても人材が全てですから。この問題についてはいかがでしょうか。

須田 これはもう政策の問題ですね。契約書がこうなっていると以前の問題です。確かに昔は終身雇用前提でやっていましたが、今はそれが崩れて契約社員や派遣社員など、非正規雇用でまわすようになってきています。それは確かにコストカットという面では非常に優れています。正規で雇うといろいろお金もかかるし、クビにしようと思っても簡単に出来ない。非正規雇用でそれを全部カットできるのは安上がりで良い。しかし若い人が長期間いられないと結局次の世代の人材が育たないわけですね。それはもう雇う側の、施設の方の哲学の問題で、お金さえ確保できれば良いのか、次の世代の人材を育てる気概があるのか、ということ。哲学が、施設のあり方が問われていると思います。

相馬 まさにその通りだと思います。現場が単純に雇用する体力がないというか、アドミニストレーショナルな部分をしっかり整えていくための体力がないので、非常にマイナスな形で「鶏と卵」状態になってしまっているのが現状です。それをどう変えていけるかが、これからの政策において非常に重要なところだと思います。前回受講生の皆さんに自己紹介をしていただいた際に、組織の中で働いていて、上司からボンと



降ってくるものをさばくのに精一杯という状況の方と、フリーランスで不安定ななか働いていて今後も不安だという方、ざっくり2種類の方がいました。これがまさに今のアートマネジメントの現場を二分する働き方を象徴していると思います。そしてこれが今日須田さんのおっしゃった労務契約と業務委託契約に二分される業務形態にも対応している。そういう状況だから、お金を稼ぎたい人や、強いビジョンと野心を持って事を成したい人はなかなかアート業界に残らないというジレンマもあります。この辺の事を文化政策レベルで変えられる可能性があるかどうかというのが、今私が関心をもっていることの一つなのですが、ついこの間の文化庁の文化審議会文化政策委員会でも似たような議題があがりました。しかし、文化庁を中心とする文化政策のロジックだけでは解決できないところまでできていて、文化政策と労働政策が横断する地点、つまり文化庁の政策と厚労省などがやっている政策が何かうまい接点を見つけて交わる所から変えていく可能性があったら良いと思っています。須田さんから見てこういったアートマネジメントの切実な問題と、今の日本の労働政策の課題と、何かリンクして考えられるところはありますか？

須田 日本の労働政策自体がだんだん人を物のように扱う流れになっているとは思いますが。先日の国会では成立しなかったのですが、派遣の範囲を広げて、制度をもっと使いやすく、企業にとってお得なように変えようという派遣法改正案があります。基本的に今は正規雇用をどんどん取り崩して派遣をもっとできるようにしようしている。でもそれでは会社にノウハウが残らない。一見会社は安く人を雇って自由に使えているように見えるけれども、長期的に見ると会社にノウハウが残らないという意味で日本にとってマイナスなのです。これはアートマネジメントだけの問題ではなく日本社会全体の問題で、長期的な日本の企業の利益、ひいては日本の国益、それが地盤沈下していくということです。それがすでに大学やアートマネジメントの世界に現れているだけで、これが将来の日本社会の姿そのものであると言える可能性すら秘めているわけです。そういう時に何が重要かということ、やはり人が長く働けるようにするインセンティブが上がるような政策を作る事だと思います。どのみち団塊の世代が引退して労働人口が減り、若者の絶対数も少ないわけですから、労働者をむしろ大切に長期職場にいられるようにする労働政策・雇用政策に転換しても、大きな問題にならないとは思いますが。まずは派遣制度を今以上に広げて使いやすいのが日本社会に果たしてプラスなの

かということを開き直すことから始めるのが大事です。

社会に対して表現する

田中沙季 (geidaiRAM スタッフ) 私は、日本在住のアジア人をリサーチをしているのですが、それを進めていく中で、労働環境が底辺の人たちのことも見ないといけないと感じています。昨日カンボジアの方と話をし、その方はインドシナ難民として日本に来た方で、もう20年くらい日本でずっと働いています。今建築や土木の現場では人が足りないから、アジアの人達が日本で働ける期間が伸びたのですが、その方は日本で働くことに限界を感じているそうです。というのも、基本的には3Kの仕事、汚い・危険・きつい仕事しかできないし、現場の日本人がカンボジアやベトナム人に対して心を開いてくれないのだそうです。一方韓国では、今派遣として働いているカンボジア人が5万人いるそうで、日本より賃金が安いのだけれども、結局最後の最後のところで日本人より韓国人の方が人間性があるから、職場でもコミュニケーションや信頼関係を大事にする傾向があるカンボジア人は派遣でも何でも良いから韓国に行きたくて働いているという話でした。

須田 それは意識の問題ですね。特にそういう現場に勤めている日本人の意識の問題だと思います。でも現場の人だけが持っている意識とも限らないですし、やはり日本人は差別意識などに対して今まで無頓着だったのかもしれないかもしれません。今は日本に住む外国人の数は200万人くらいです。人口の2%弱が外国人という時代なので、そういったところに対する意識を教育の段階で高めていく必要があると思います。

企業の雇用については、やはり残りたい人が残れないというのが大きな問題です。これ以上の流動化がこの社会に必要なと思うのであれば、それは皆で声をあげていくしかない。そうなると、結局選挙です。選挙の際にどういうところで情報を得てどういう判断をするのが国民一人一人に問われるわけで、結局民主主義に対するリテラシーの話に戻ります。

ただそれに対してアートが出来る事は非常に多い。すごく古い話をしますと、アテナイの民主制を支えていたのはギリシャ演劇でした。演劇が民主制を支えていた時代もあったわけです。そういった意味でアートが国民の、日本という国の民主主義に対するリテラシーについて出来ることはたくさんあるはずだと思います。ですから、まずどういう社会を作りたいかというのをイメージとして持つこと、そ

して民主主義に対するリテラシーを私たち一人一人が持ち、それを自分たちができる形で社会に表現して還元していくということが、とても大切なことだと思います。

林 今日はどういう社会をつくりたいかなど、根本的な話ができてよかったです。また、理想の社会をイメージすると同時に、短期的な合理性が実は長期的には非合理だし良い事は無いということについて、声をあげていくだけでなく、いろいろなジャンルの人が協同して証明したり言説をつくったりしていけないかと思っています。今日はその点についてもたくさんヒントをいただきました。

桂 グローバリゼーション批判の観点から言うと、短期的な経済合理性が必ずしも長期的な最大多数の幸福につながるとは限らない。芸術は基本的には最大多数の幸福をめざす技と芸であるわけですが、短期的にはどうあっても「市場の失敗」です。この「市場の失敗」を公共は引き受けていかなければならない。だからこそ、「約束」を何にするのかというのはどうしても重要な問題だと思います。

今日は、人権とは何かというお話をきちんとしていただいて、それが現状いわゆる労働法や業務委託契約と関係するのだということを知りやすく復習しつつまとめていただいたので、貴重な機会をいただけたと思います。できればこれからも何度かこういう機会を頂いて、より具体的な事例でディスカッションする機会を作ればと思います。今日はありがとうございました。

【開催概要】

日時：2014年6月23日(月) 18:00～21:00
場所：東京藝術大学上野キャンパス
美術学部中央棟第7講義室
主催：東京藝術大学大学院映像研究科
平成26年度文化庁「大学を活用した文化芸術推進事業」

採録：平沢花彩
編集：田村かのこ
写真：川村麻純 (geidaiRAM)
レイアウト：渡辺真太郎 (geidaiRAM)